



## 始めてみませんか？エシカル消費

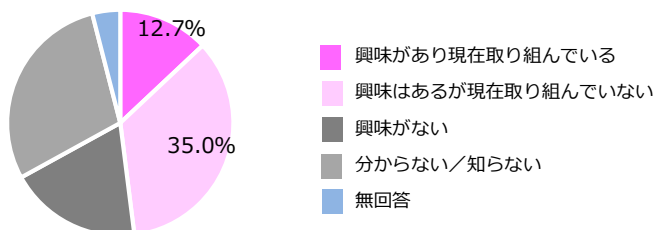


### エシカル消費、取り組んでいますか？

「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費する行動のことをいいます。近年、SDGsへの関心が高まる中で、エシカル消費という言葉も少しずつ知られるようになり、自治体や企業なども多くの取り組みを実施しています。

では、実際にエシカル消費はどれくらい注目されているのでしょうか。消費者庁が令和3年11月に実施した消費者意識基本調査によると、SDGsやエシカル消費について「興味がある」と回答した人は全体の約半数に上りますが「取り組んでいる」と回答した人は全体の12.7%でした。

SDGsやエシカル消費に関する興味や取り組み



### できることから始めよう

自分がエシカルな消費をするには具体的にどうすればいいのかわからない、という人もいるかもしれませんが、決して難しいものではありません。少し意識するだけで気軽に日常生活に取り入れることができます。ここでは、具体例を4つご紹介しますので、ぜひ実践してみてください。

#### ①食品ロスを減らそう

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨ててしまう食品のこと。日本では1日におにぎり1億2,000万個分に相当する食品ロスが発生しています。食品ロスを減らすために私たちができることは「おいしく食べること」「必要なだけ購入すること」です。また、買ってすぐに食べる時は商品棚の手前から取る「手前どり」を積極的に行うようにしましょう。



#### ③地産地消をしよう

地産地消とは、地元で取れた野菜や肉、海産物などを地元で積極的に購入すること。生産者の顔が見えるので、安全・安心で新鮮・旬の農林水産物を手に入れることができます。

また、遠くへ輸送するためのエネルギーやコストが削減されるので、地元の生産者の収入が上がり、地域活性化にもつながります。買物をするときは、積極的に地元のものを選ぶようにしましょう。

#### 地産地消



#### ②フェアトレード商品を選ぼう

フェアトレードとは、環境に優しく、生産者のくらしの改善や自立を実現するために、生産者と購入者の間で商品が適正な価格で売買されること。途上国を中心に生産者が作物を安く買いたたかれ、貧困に陥る問題があったことから、現在では世界的な取組として広まっています。

この商品には認証ラベルがついており、コーヒーやチョコレート、コットン製品などで多く目にする



#### ④エシカルファッションを取り入れよう

エシカルファッションとは、生産者の安全や生活を守り、環境に配慮したファッションのこと。

主にコットンやウールなどのオーガニックな素材や、廃棄される素材を再利用して作られた商品があげられます。その他にも、環境に優しいフェアトレードやエコマークの付いた衣服もエシカルファッションのひとつです。服を購入するときは「地球と人に優しいファッション」を基準に選んでみてはどうでしょうか。



## 「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者に注意！

### 事例1 保険金代行申請でトラブルに！

業者から電話があり「火災保険で自己負担なく建物の修理ができる。どこか壊れているところはないか」と言われたので屋根の点検に来てもらった。

保険会社への申請も業者がサポートすると言われたので契約書にサインした。その後契約書をよく読むと「手数料として保険金支給額の30%を支払うこと」と記載があった。冷静に考えると申請手続きは自分でできる。クーリング・オフしたい。

### 事例2 高額な追加工事を勧めてきた！

保険金で雨どい修理ができると電話があり業者が訪問してきた。業者に指示され保険会社に連絡し、業者が作成した申請書と見積書を提出した。

その後業者から、足場を組むので外壁と屋根の塗装を同時にやるよう勧誘された。高額になるため断ったところ、現地調査代と保険申請サポート代として保険金支給額の30%を請求された。納得いかない。



### トラブルに遭わないためのポイント

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」「申請をサポートする」などと勧誘してくる事業者が多く見受けられます。
- 住宅修理等の勧誘をされてもすぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲の人に相談したりするなど、慎重に契約しましょう。しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。
- 保険の請求は、保険の加入者自身で行うことが基本です。勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続きに不安がある場合は、保険会社や保険代理店に相談してアドバイスを求めることが大切です。
- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

## 脱毛エステトラブル急増中！

### 事例1 中途解約で返金されない？！

2年間無料で通い放題の脱毛エステで20万円一括払いの契約をした。事情があり半年後に解約を求めたところ、既に5回以上通っているので解約をしても返金はないと言われた。

5回目以降は無料のアフターサービスの契約だという。納得がいかない。



### 事例2 契約中のエステが倒産？！

契約をしていた脱毛サロンが倒産した。施術回数が残っており、3年払いのローンも14万円残っている。倒産したらもう通うことができないのでカードの支払いをせずついたところ、カード会社から督促を受けた。もう施術は受けられないのに支払わないとだめなの？



### トラブルに遭わないためのポイント

- 脱毛エステの長期間にわたる契約の場合、中途解約や返金の条件もよく確認し慎重に検討しましょう。
- 通い放題コースの場合「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数（アフターサービス）」に分かれているケースが多くあります。全体の施術可能期間だけを見ず、詳細を書面で確認しましょう。
- 中途解約をして返金される期限や1回の施術にかかる料金も確認しましょう。契約前には、施術内容や契約条件について説明を受け、よく理解することが大切です。
- 事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、事業者の財産は破産管財人（弁護士）の管理下におかれます。返金等について事業者と直接交渉することはできません。破産管財人からの連絡を待ち、対応を確認しましょう。
- クレジット分割払いをしている場合は、速やかにクレジット会社に問い合わせましょう。

## 長時間の使用は注意！カイロで低温やけど

どこでも簡単に体を温められる使い捨てカイロはとても便利ですが、誤って使用すると低温やけどになることも。カイロやこたつ、電気毛布など、温かく感じる程度の温度でも、長時間皮膚に接することによって「低温やけど」になります。高齢者は若年者に比べて皮膚が薄く、運動機能や感覚機能が低下しているため、重症となりやすく、特に注意が必要です。表示の使用方法を確認し、正しく使用しましょう。

### 事例

靴下の上から足首にカイロを 24 時間  
継続して貼っていた。はがしてみると皮膚が赤く  
なり、水ぶくれができていた。(70代 男性)



令和3年度試買テスト結果  
「使い捨てカイロ」  
県ホームページをチェック！

県ホームページ  
試買テスト結果



### 低温やけどを防ぐには！

- 直接肌にあてない。
- あたっている場所を圧迫しない。
- 1か所に長時間あてない。
- 熱いと感じたときはすぐにはずす。
- 就寝時には使用しない。

低温やけどは痛みも少なく、一見軽そうに見えますが、見た目より重症の場合があります。  
早めに専門医の診断を受けましょう。

## 消費者トラブル防止に関する広報・啓発の新たな取組

悪質商法などの消費者トラブルに遭わないためには、具体的な事例や対処方法を知ることが大切です。  
県では、消費者トラブルの未然防止や相談先の周知を図るため、新たな取組を始めました。

### 1. 啓発素材の活用

地域における情報提供の機会拡大のため、県ホームページからダウンロードできる動画や音声による啓発素材を作成しました。企業や団体等において、デジタルサイネージによる動画配信等にご協力いただいています。

県ホームページ  
1. 啓発素材の活用



【協力企業】リコージャパン(株)岩手支社、(株)ベルジョイス、損害保険ジャパン(株)

### 2. 公式 YouTube チャンネル「まてのすけ消費生活情報局」における情報発信

若者の消費者トラブルを未然に防止するため、職員が作成した啓発動画を投稿しています。

県ホームページ  
2. 公式 YouTube



#### 【動画テーマ】

- ① 男性も増えているよ！脱毛エステのトラブル！
- ② 要注意！転売チケットのトラブル！ など

新作を順次公開中！

詳しくは県ホームページを  
チェック！



## 消費生活セミナーを開催しました

12月12日に「令和5年度消費生活セミナー」を開催し、会場とWebを合わせて24名の方々に参加いただきました。講演は「若年者の消費者被害の現状／成年年齢引下げから一年」と題し、岩手弁護士会の長谷川頌先生から、消費者トラブルに遭わないためのポイント等をお話いただきました。

また、「SDGsとエシカル消費／プラスチックごみの削減から始めよう」と題し、花王グループカスタマーセンター株式会社様から、プラスチックごみの課題に対するメーカーとしての花王の取組についてお話いただきました。

参加者からは「成年年齢が引き下げられたことで、消費者教育をもっと早いうちから行うべきだと感じた」「実際の高校生を対象にこういう学習をもっとやってほしい」「SDGsに関する大手企業の取組を知る良い機会になった」「作る側と使う(捨てる)側の両方が気持ちを一体化させていく意識が必要だと感じた」などの感想が聞かれました。

本セミナーは令和6年度も開催を予定しておりますので、皆さまのご参加をお待ちしております。



## 消費生活相談ダイヤル

☎019-624-2209

受付時間 【平日】 9:00~17:30  
【土日】 10:00~16:00

消費生活相談員が商品やサービスなど消費生活全般に関するトラブルのご相談をお受けしています。

## 消費生活相談メール

✉syohi@pref.iwate.jp

メール受付時間 24時間対応

電話回答 【平日】 9:00~17:00  
【土日】 10:00~15:30

消費生活相談員がメールの相談内容を確認のうえ、**電話で回答**します。(メールでの回答はしておりません) 回答までに時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は、消費生活相談ダイヤルにお電話ください。

岩手県消費生活相談 メール 検索

## 消費者トラブルホットライン

「まてふおん」

☎019-625-5250

若者専用

受付時間 毎月2回 16:30~18:00  
(相談時間は1件あたり30分程度)

若者の消費生活トラブルを防止し解決をお手伝いするため、**無料**で弁護士から直接アドバイスが受けられる若者専用の相談ダイヤルです。

相談受付の日程や、消費者トラブルの被害相談、その他詳しい情報については、岩手県立県民生活センターのホームページや各種SNS(X(旧Twitter)、Facebook)をご確認ください。

ホームページ



Facebook



X  
(旧 Twitter)



まてふおん特設  
ウェブサイト



## 多重債務弁護士無料相談

受付時間 【平日】 10:00~15:00  
1人約40分【事前予約制】

借金でお悩みの方を対象に、弁護士による**無料**相談会を県内8か所の消費生活センター等で開催しています。

開催日や会場は、消費生活相談ダイヤルまたは各市町村の消費者相談窓口にお問い合わせください。

### ■開催場所

県民生活センターほか県内7か所  
遠野市、一関市、奥州市、大船渡市、釜石市、久慈市、二戸市

## 交通事故相談ダイヤル

☎019-624-2244

受付時間 【平日】 9:00~17:30

交通事故相談員が事故に遭われた方のご相談をお受けしています。

また、県内12か所で巡回相談も行っています。開催日や会場は、交通事故相談ダイヤルにお問い合わせください。**【事前予約制】**(相談日の2日前の正午まで)

## 消費者ホットライン

局番なし ☎188 (いやや)

地方公共団体が設置しているお近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

「困ったな…」 「どうしよう…」

少しでも不安に思ったら、

一人で悩まず、  
まずはご相談ください。



## 地図

### バス停

- 1 啄木新婚の家
- 2 商工中金前
- 3 大通三丁目



## 岩手県立県民生活センター

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 3-10-2

TEL:019-624-2586 (事務専用)

FAX:019-624-2790

※年末年始・祝日休み

岩手県立県民生活センター

検索